

ソ 注記表

I. 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準

- ・満期保有目的債券

2 たな卸資産の評価基準

- ・貯蔵品 原価法

3 有形固定資産の減価償却の方法

- ・減価償却の方法 定額法（ただし、水道メーターについては取替法）

- ・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	5～80年
機械及び装置	15～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～20年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、職員の退職手当に係る取り扱いに関する取り決めに基づき、一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びこれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 貸借対照表等に関する注記

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

平成30年度において、期末手当、勤勉手当及びこれに係る法定福利費を支給するため、賞与引当金9,699,785円及び法定福利費引当金1,824,485円を取り崩している。

(2) 貸倒引当金の取崩し

平成30年度において、不納欠損処分に係るものとして、貸倒引当金853,946円を取り崩している。

(3) 修繕引当金

平成30年度において、駐車場塗装修繕の費用として2,723,760円支出することとなったため、修繕引当金2,107,000円を取り崩している。

2 前受金の計上

工事負担金として受け取った額のうち、翌年度への繰越工事に係る額を計上している。

3 出資金の計上

下水道事業会計に対する出資金の額を計上している。

4 長期貸付金の計上

下水道事業会計に対する額を計上している。

Ⅲ. その他の注記

1 修繕引当金に関する経過措置

新会計基準移行以前に引き当てられた修繕引当金13,693,000円は引き続き従前の例により取り崩すこととする。